

建設技第 229号  
令和2年4月23日

(一社) 佐賀県建設業協会会長  
佐賀県管工事協同組合連合会代表理事  
佐賀県電気工事業工業組合理事長  
(一社) 佐賀県電業協会会長  
(一社) 佐賀県造園建設業協会会長  
(一社) 佐賀県空調衛生工業会会長  
佐賀県解体・リサイクル協議会事務局長  
佐賀県建造物解体業連合会会長  
(一社)佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会会長  
(一社) 佐賀県地質調査業協会理事長  
(一社) 佐賀県建築士事務所協会会長

様

佐賀県県土整備部  
建設・技術課長  
(公印省略)

工事現場内で新型コロナウイルス感染者が判明した際の対応について (通知)

このことについて、別添のとおり佐賀県建設工事等入札参加資格者あて通知しています。

貴職におかれましても、貴会会員等において別添通知の周知徹底が図られますよう、ご協力をお願いします。

(担当)  
建設・技術課 入札・契約担当  
TEL 0952-25-7102 (直通)

建設技第 229号  
令和2年4月23日

佐賀県建設工事等入札参加資格者 様

佐賀県県土整備部  
建設・技術課長  
(公印省略)

工事現場内で新型コロナウイルス感染者が判明した際の対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応については、令和2年3月16日付け建設技第2549号により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について通知しているところです。このたび、工事現場内で新型コロナウイルス感染者が判明した際の対応フローを作成しましたので送付します。

引き続き、工事現場内の感染症防止対策及び健康管理に努めてください。

記

1. 現場代理人の対応

- ・現場の所在地を管轄する保健福祉事務所の指導の下、密に連絡・調整を行うこと。
- ・**監督員(発注者)に速やかに報告すること。**

2. 作業員の対応

- ・感染者は、保健福祉事務所の指導の下、入院もしくは自宅療養など必要な措置をとること。
- ・濃厚接触者に特定された場合は、保健福祉事務所の指導の下、自宅待機など必要な措置をとること。
- ・感染者及び濃厚接触者は、保健福祉事務所の了解を得た後、現場に復帰すること。

3. 現場の対応

- ・現場の作業を直ちに中止し、保健福祉事務所の指導を受け、消毒を実施すること。
- ・必要に応じて監督員へ工事の一時中止等について協議し、適切な手続きを行うこと。
- ・消毒完了後に、施工業者が安全点検を行い、監督員への報告後、現場を再開すること。
- ・現場再開後も、検温等の健康観察及びマスク着用等の感染防止措置を徹底すること。

(担当)

建設・技術課 入札・契約担当

TEL : 0952-25-7102

Mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

# 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー

現場技術者・技能者の  
感染が確定

現場の所在地を管轄する保健福祉事務所

指導

現場代理人

連絡・調整

連絡

保健福祉事務所の指導・確認

作業員の対応

現場の対応

発注者への連絡

監督員

・感染者は、保健福祉事務所の指導の下、入院もしくは自宅療養など必要な措置をとる。

⇒保健福祉事務所から感染者へ行動履歴等を聴取する場合あり。

・保健福祉事務所が濃厚接触者を特定  
⇒濃厚接触者は、保健福祉事務所の指導の下、自宅待機など必要な措置をとる

・感染者及び濃厚接触者は、保健福祉事務所の了解を得た上で、現場へ復帰

◎あくまで現時点での想定であり、実際に発生した場合には、濃厚接触者の人数等を踏まえた対応とする。

・現場の作業を直ちに中止

・保健福祉事務所の指導を受け、消毒場所を確定

⇒消毒を実施（注1）

・必要に応じて監督員へ工事の一時中止等について協議

注1 自社若しくは消毒委託業者（ペストコントロール協会等）が消毒を実施

・消毒完了後、安全点検を行い、監督員への報告後、現場を再開

・検温等の健康観察、マスクの着用、手洗い・うがいなどを徹底

佐賀中部保健福祉事務所  
(0952) 30-3622  
【佐賀市・多久市・小城市・  
神崎市・吉野ヶ里町】

鳥栖保健福祉事務所  
(0942) 83-2161  
【鳥栖市・基山町・上峰町・  
みやき町】

唐津保健福祉事務所  
(0955) 73-4186  
【唐津市・玄海町】

伊万里保健福祉事務所  
(0955) 23-2101  
【伊万里市・有田町】

杵藤保健福祉事務所  
(0954) 22-2104  
【武雄市・鹿島市・嬉野市・大町  
町・江北町・白石町・太良町】